

## 外来感染対策向上加算の新設及び感染防止対策加算の見直し②

- これまでの感染防止対策加算による取組を踏まえつつ、個々の医療機関等における感染防止対策の取組や地域の医療機関等が連携して実施する感染症対策の取組を更に推進する観点から、感染防止対策加算の名称を感染対策向上加算に改めるとともに、要件を見直す。

現行	改定後
<b>【感染防止対策加算】</b> 感染防止対策加算 1 感染防止対策加算 2 (新設) 390点 90点	<b>(新) 【感染対策向上加算】</b> <b>感染対策向上加算 1</b> <b>感染対策向上加算 2</b> <b>感染対策向上加算 3</b> <b>710点 (入院初日)</b> <b>175点 (入院初日)</b> <b>75点 (入院初日、90日毎)</b>

- 感染対策向上加算 1 の保険医療機関が、加算 2、加算 3 又は外来感染対策向上加算の保険医療機関に対し感染症対策に関する助言を行った場合の評価を新設するとともに、加算 2、加算 3 の保険医療機関においても、連携強化加算とサーベイランス強化加算を新設する。

**(新) 指導強化加算 30点 (加算 1 の保険医療機関)**

**(新) 連携強化加算 30点、サーベイランス強化加算**

**5点 (加算 2 又は 3 の保険医療機関)**

